

浄化槽の維持管理について

1. 浄化槽の保守点検及び清掃

浄化槽管理者は、浄化槽法により、保守点検及び清掃の実施が義務付けられています。
この保守点検を行わない場合は、補助金を返還していただく場合が有ります。

(1) 浄化槽の保守点検

頻度としては、おおむね4ヶ月に1回以上必要です。

(2) 浄化槽の清掃

頻度としては、年1回必要です。

2. 保守点検の委託

保守点検を行うためには、専門的知識、技能及び器具機材が必要なことから、専門の業者に委託して実施することになります。

3. 法定検査の受検

浄化槽管理者は、浄化槽法により次の法定検査の受検が義務付けられています。

(1) はじめての検査（浄化槽法第7条）

使用開始3ヶ月～5ヶ月後に行われ、浄化槽の適正な設置状況と機能動作の正常性について検査します。

(2) 定期検査（浄化槽法第11条）

7条検査後毎年1回行われ、保守点検や清掃が適正に実施されているかについて検査します。

一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行う法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、浄化槽本来の機能が十分発揮されているかを判定するものです。

また、浄化槽の使用開始や廃止時、並びに所有者の変更時などには、**青森県弘前環境管理事務所**（TEL 0172-31-1900）への届け出が必要です。